



岐阜市住民主体型デイサービス事業説明会

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)について



みんなの森
GIFU MEDIA COSMOS

岐阜市立中央図書館



みんなの森
ぎふメディアコスモス



市民活動交流センター
多文化交流プラザ



平成28年5月26日(木)

岐阜市福祉事務所高齢福祉課



GIFU CITY

高齢者保健福祉政策の流れ

年 代	日本の 高齢化率	主 な 政 策
1960年代 高齢者福祉政策の始まり	1960年 5.7%	1963年老人福祉法制定 ◆特別養護老人ホーム創設 ◆老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)法制化
1970年代 老人医療費の増大	1970年 7.1%	1973年老人医療費無料化
1980年代 社会的入院や寝たきり 老人の社会的問題化	1980年 9.1%	1982年老人保健法の制定 ◆老人医療費の一定額負担の導入等 1989年ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)の策定 ◆施設緊急整備と在宅福祉の推進
1990年代 ゴールドプランの推進	1990年 12.0%	1994年新ゴールドプラン(新・高齢者保健福祉推進十か年戦略)策定 ◆在宅介護の充実
介護保険制度の導入準備	1995年 14.5%	1996年連立与党3党政策合意 介護保険制度創設に関する「与党合意事項」 1997年介護保険法成立
2000年代 介護保険制度の実施	2000年 17.3%	2000年介護保険施行



介護保険導入の経緯と意義

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大。
- 一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化。

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み（介護保険）を創設

- 自立支援 → 単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位 → 利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式 → 給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用



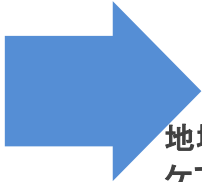
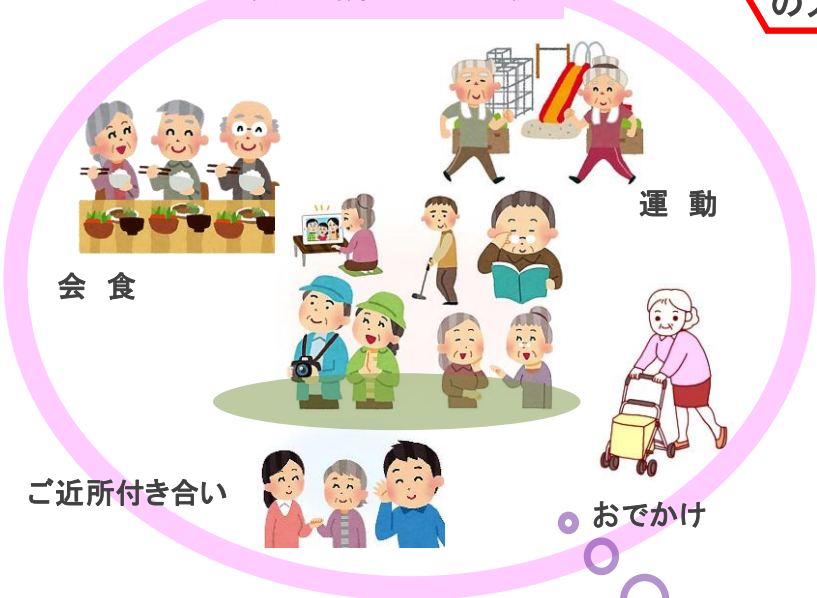
現状と課題

地域での生活は専門職だけでは
支えられない

支援や介護が必要になると、友人・隣人との関係が希薄になり支援を受ける一方向の人間関係に変化が

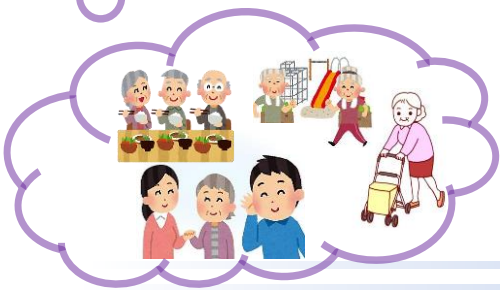
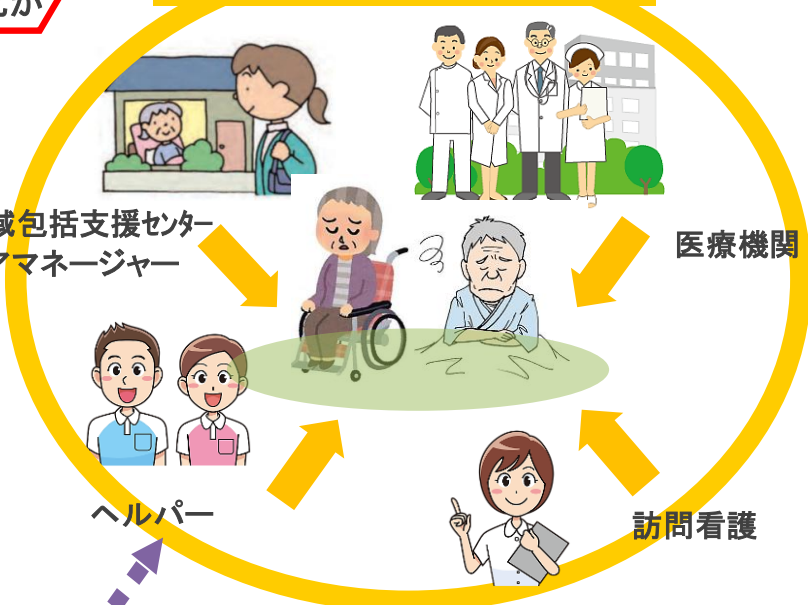
友人・隣人との交流

専門職のサービスはあるけど



地域包括支援センター
ケアマネージャー

医療機関



これまでの地域とのつながりは疎遠に？

GIFU CITY



これからは

専門職のサービス

ご近所・ボランティア・専門職まで
みんなで支える



ゴミ出しの
お手伝い



外出・散歩の
お手伝い



一緒にラジオ体操



友人・隣人との
お互いさまの
たすけあい



一緒に
お買いもの



回覧ついでに
おかずをおすそわけ



ご近所同士で
茶話会



お掃除の
お手伝い

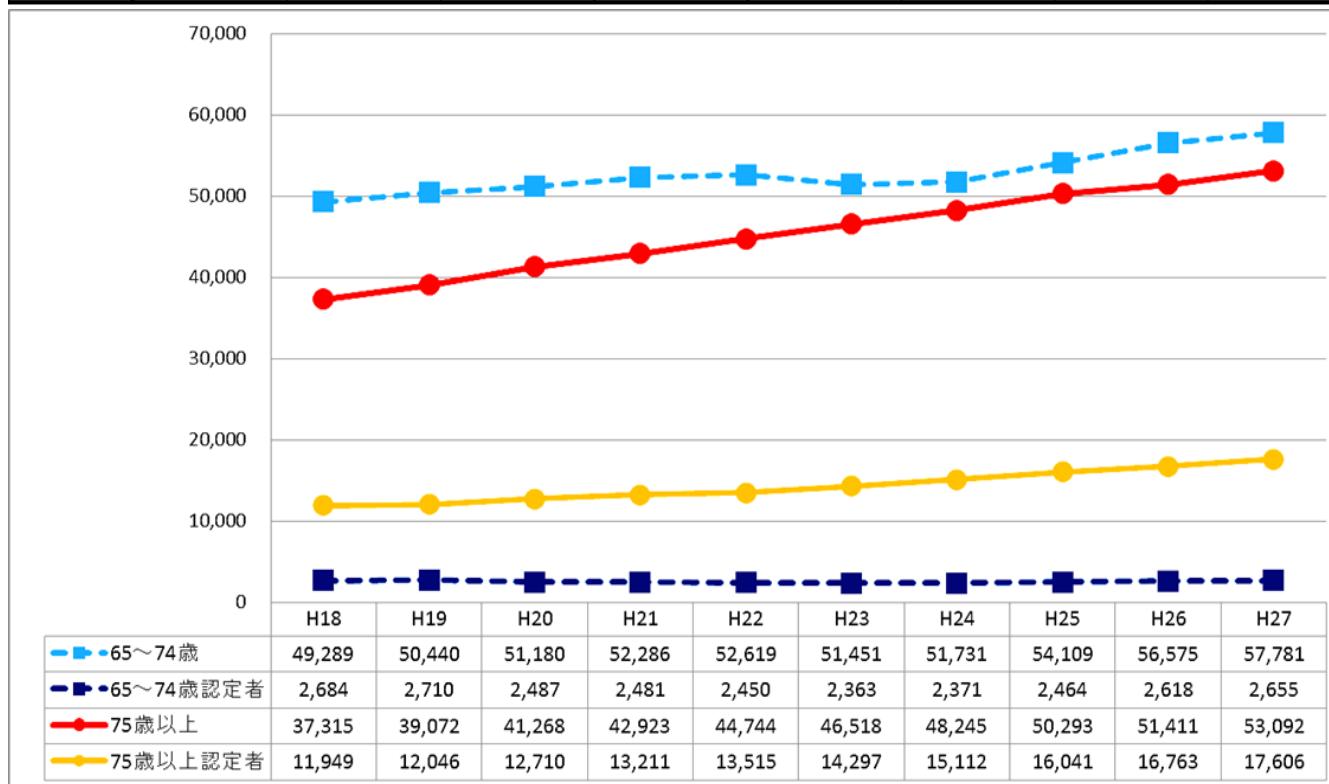


「お互いさまの助け合い」の輪を広げていくことで、
支援や介護が必要になっても、地域社会から切り離されず、
なじみの関係を継続できる

GIFU CITY

岐阜市の高齢者人口と要介護等認定者数の推移等

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	413,009	413,099	412,444	411,884	410,971	410,426	409,655	416,750	415,113	414,382
65歳以上 高齢者	86,604	89,512	92,448	95,209	97,363	97,969	99,976	104,402	107,986	110,873
高齢化率	20.97%	21.67%	22.41%	23.12%	23.69%	23.87%	24.40%	25.05%	26.01%	26.76%
認定者数	14,633	14,756	15,197	15,692	15,965	16,660	17,483	18,505	19,381	20,261
認定者率	16.90%	16.48%	16.44%	16.48%	16.40%	17.01%	17.49%	17.72%	17.95%	18.27%



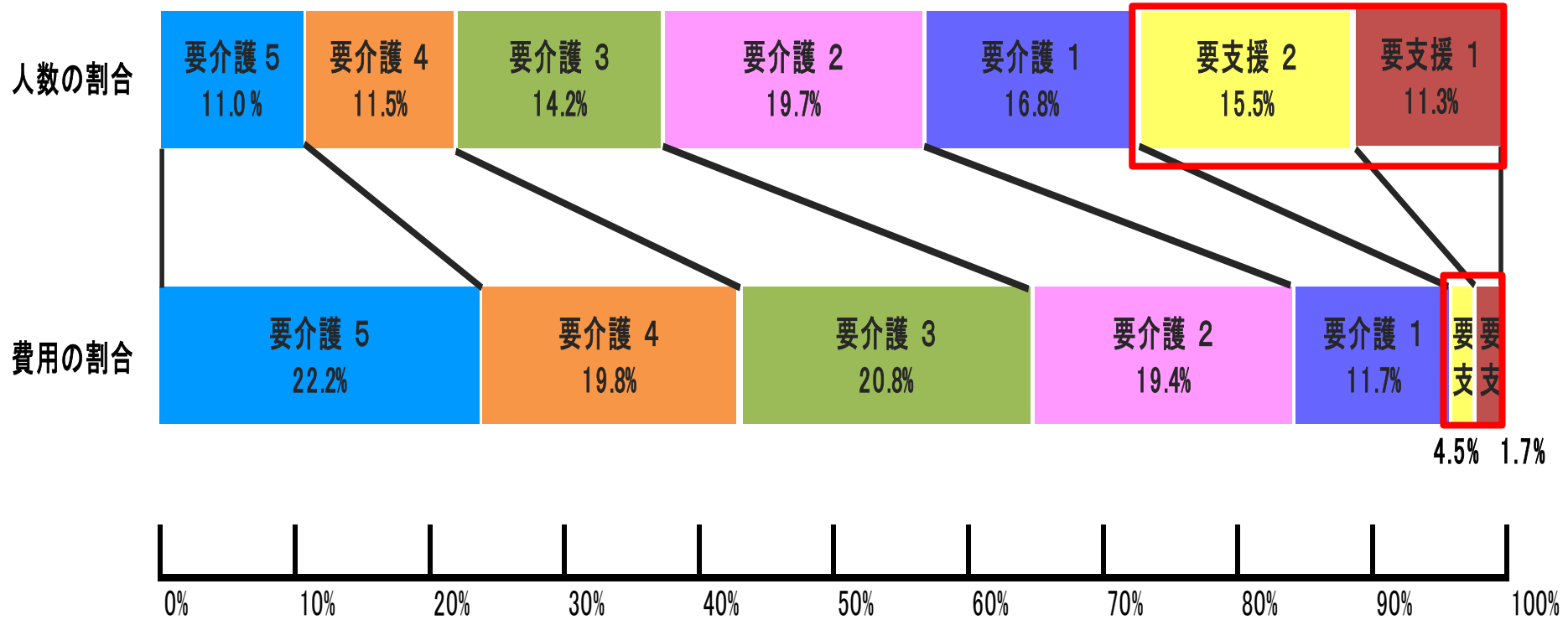
平成26年度

◆サービス受給率
約80%

◆介護費用額
約300億円

GIFU CITY

介護度別利用者の割合と費用の割合



要支援 1・2 の人は、全体から見て、

人数の割合は、26.8%

費用割合は、6.2%

介護予防の重要性

26.8%の方に対して
介護予防を充実させる

GIFU CITY



介護予防の考え方



- ◆ 高齢者が要介護状態になることをできる限り予防する。
- ◆ 要支援・要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする。
- ◆ 高齢者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながる。



介護予防・日常生活支援事業(新しい総合事業)

平成27年度の介護保険法改正により、岐阜市は、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)へ、平成28年度に開始、移行していきます。

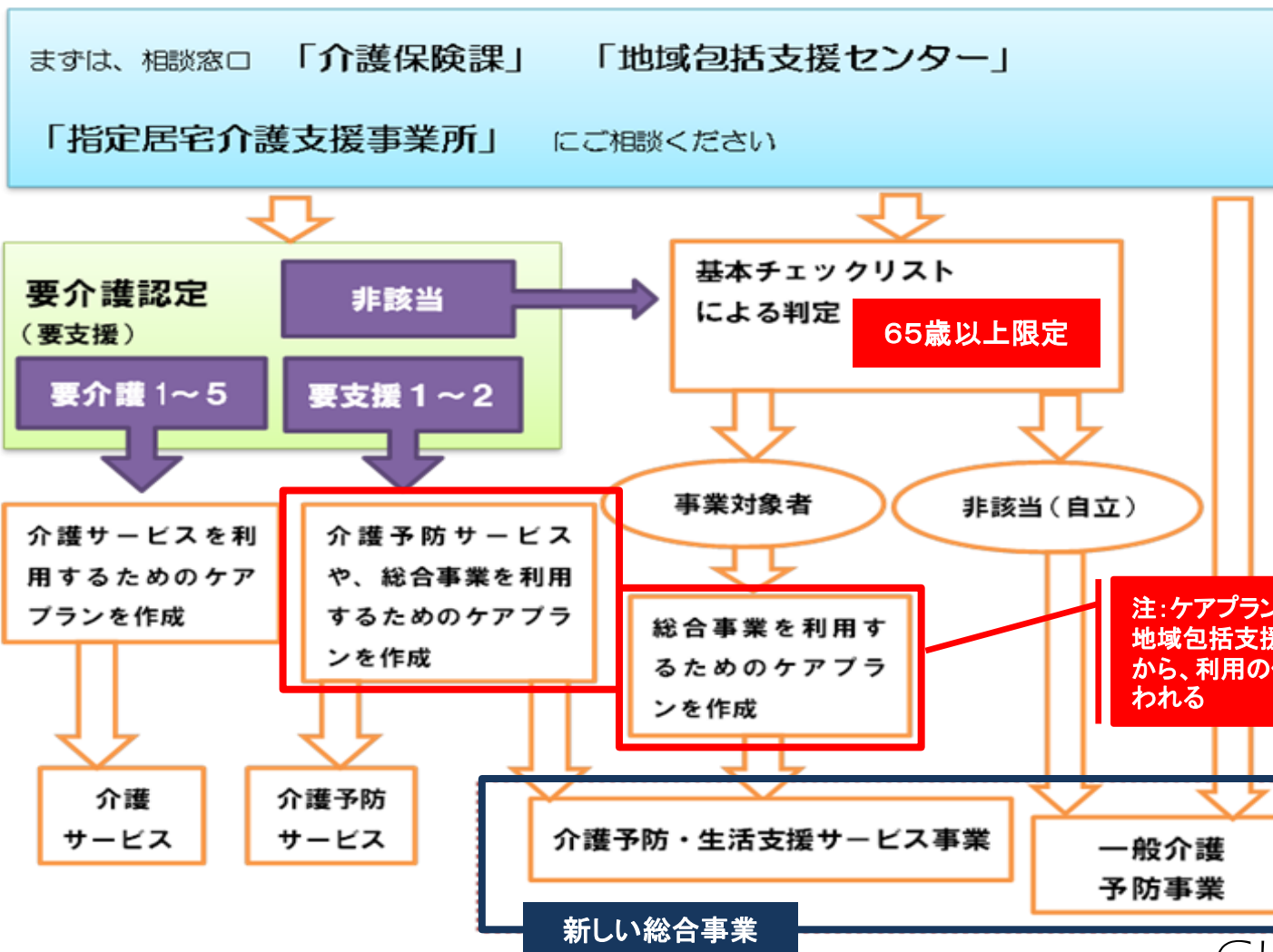
◆介護予防・日常生活支援総合事業とは、高齢者がいつまでも地域で自立した日常生活を営むことを目的に、市が実施する介護予防のための事業です。

◆要支援1・要支援2の人が利用している、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)の2つのサービスが、全国一律の基準に基づくサービス(従前のサービス)から、市が実施する総合事業の訪問介護と通所介護へ移行します。

はじめは、従前のサービスと同じ内容のものからスタートし、多様な社会資源の活用を図りながら、要支援者や要支援等になるおそれの高い高齢者の方に、介護予防・日常生活支援サービスを総合的に提供するため、地域住民等の参加により、多様なサービスを充実し、地域の支え合いの体制づくりを行っていきます。



サービス利用の流れ図





岐阜市住民主体型デイサービス事業

【趣旨等】

◆ 趣旨

生活機能の低下による高齢者の閉じこもり等を予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するために、**「気軽に集える場」を自主的に運営する取り組みを支援**することを目的とします。

◆ 法的位置づけ等

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
(平成9年12月17日法律第123号)

介護保険法施行規則第140条の62の3に規定する総合事業の実施にあたって遵守する項目
(最終改正:平成27年9月29日厚生労働省令第150号)

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン
(平成27年6月5日老発0605 第5号)

地域支援実施要綱 (最終改正:平成28年1月15日老発0115第1号)

◆ 地域づくり

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)はサービスづくりではなく、「地域づくり」であることから、**地域の支え合いの体制づくりを支援**します。


地域においては、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを展開していくことも重要であり、地域の高齢者が主体となって「集いの場」を運営するなどが期待されます。



岐阜市住民主体型デイサービス事業

【 概 要 】

名称	岐阜市住民主体型デイサービス
内容	利用者の家から近い場所で、気軽に集うことのできる場所を提供し、閉じこもりや介護予防を目的としたサービスを行う。
対象者	要支援1・2認定者、事業対象者
実施方法	社会福祉法人、医療法人、地域住民団体などを対象に補助金交付にて事業を行う。
利用手順	地域包括支援センターが作成するケアプランに基づき、運営団体に依頼する。
利用料	利用者が定期的に通うことが前提になるため、利用者にあまり負担にならない範囲での価格設定は可能。
支払い	半年間の実績払い。半年間で120,000円を上限とする。 (※ただし、H28年度については7か月間で140,000円を上限とする。)



岐阜市住民主体型デイサービス事業

【事業の補助対象者】

補助対象者は岐阜市住民主体型デイサービスを適切に運営できる団体又は個人で、下記に掲げる要件を全て満たす必要があります。


ア 原則として1年以上のサロンや高齢者の集いの場の運営実績、または類似事業の実績(事前の事業相談でお話を伺います)があること。

イ 補助金の交付を行う日の属する年度に補助事業を実施する予定があること。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

エ 補助事業について、同一年度に国、地方公共団体(本市を含む。)、岐阜市社会福祉協議会その他これらに類する者から補助金、助成金、給付金等の交付を受けていないこと。

オ 暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。




岐阜市住民主体型デイサービス事業

【開催等の要件等】

岐阜市住民主体型デイサービス(以下、補助事業という。)とは、介護保険法による要支援1・2認定者、事業対象者(以下、要支援者という。)を対象に、その参加者が家から近いところで気軽に集うことのできる場所を提供し、かつ、下記に掲げる要件を満たす必要があります。

- ア 要支援者、その他高齢者等が気軽に集い安心して利用できる場を提供し、介護予防を目的としたサービス提供すること。また、開催場所は岐阜市内に限る。
- イ 9月から3月末までに、概ね週1回程度で28回以上の開催をすること。
- ウ 1回の開催は2時間以上で実施すること。
- エ 1回の要支援者の参加人数は3人以上であること。なお、この人数を満たしていれば、一般の方の参加者は何人でも構いません。
- オ 本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区別すること。
- カ 本事業に係る経費の領収書をしっかりと残しておき、事業完了日から5年間は領収書を保存すること。また、市から提示を求められた場合は速やかに提出すること。



岐阜市住民主体型デイサービス事業

【地域包括支援センターとの連携について】

◆この補助事業を行うためには地域包括支援センターとの連携が必要となります。

なぜ連携が必要なのか

要支援者の人は、地域包括支援センターが支援計画書(以下、「ケアプラン」という。)を作成します。




そのケアプランの中には要支援者の自立に向けた課題や支援計画が記載されており、事業者の皆さまが計画されている住民型デイサービスの名称等が載ります。



事業所の皆さまは、ケアプランを確認して、高齢福祉課への実績報告において、参加した要支援者の人数や氏名等を報告をしていただきます。

また、参加者の状態把握のためにも、地域包括支援センターとの連携をしっかりと取っておくことをお願いします。



岐阜市住民主体型デイサービス事業

【補助金の交付申請等】

補助金の交付申請は、平成28年の8月末までに、事業相談の申し込みを行い、事業相談で事業の実施が可能であると認められてから、平成28年の9月末までに補助金の交付申請を必要書類とともに提出していただきます。

9月から3月末までの7か月間で140,000円(算定根拠:1回あたり5,000円)を限度として実績により交付します。対象経費としては、以下の経費が対象となります。

- ア 補助事業の運営の調整等に要する間接人件費(ただし、明確に支払った金額や受け取ったことが証明できること)
- イ 補助事業を行う場所代や使用する機材の賃借料
- ウ 補助事業の運営に要する消耗品費
- エ 補助事業の運営に要する印刷製本費
- オ ボランティア保険、傷害保険、賠償保険、行事保険




岐阜市認知症カフェ事業

【趣旨等】

◆ 住民主体型デイサービスとの違い

- ア 医師、保健師、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を1回の開催に1名以上配置する必要があります。
- イ 開催回数は月1回程度、H28年9月からH29年3月の7か月の間に7回以上の開催をしてください。（※H29年度以降は、H29年4月から9月の6か月間に6回以上の開催をしてください。）
- ウ 1回の開催人数が要支援者3人以上という要件に加えて、その方たちが認知症に対する支援が必要であるという要件が必要です。
（地域包括支援センターが作成するケアプランを基に判断します。）
- エ 補助金の額は、H28年9月からH29年3月の7か月間の上限を35,000円とします。（※H29年度以降は、H29年4月から9月の6か月間の上限を30,000円とします。）



岐阜市住民主体型デイサービス事業

【留意事項等】

- ア 参加者の個人情報の取り扱いには十分注意し、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- イ 日にちや曜日を固定して、同じ日や曜日に開催できるよう工夫すること。
- ウ 茶菓子等を提供する場合は、衛生面に十分気を付けること。
- エ 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域の関係者等と連携・協力をし、地域に開かれた場にするよう努めること。

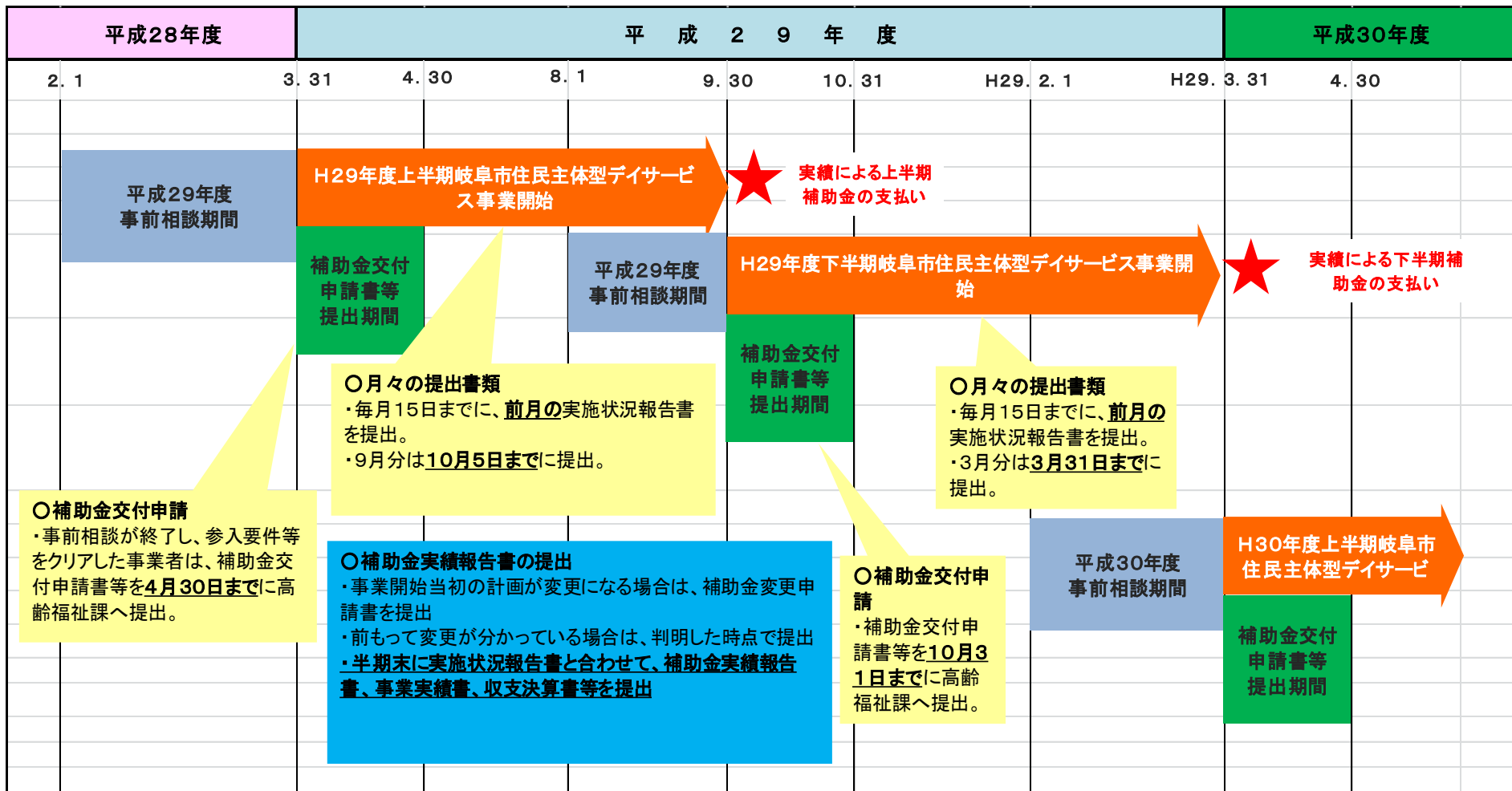
開催要件や補助金交付申請書類等の提出等は、必ず守ってください。


要件等を満たせない場合は、補助金をお支払できない可能性があります。

岐阜市住民主体型デイサービス事業 事務手続きの流れH28年度



岐阜市住民主体型デイサービス事業 事務手続きの流れH29年度以降





岐阜市住民主体型デイサービス事業

【ご質問等について】

- ◆ 岐阜市住民主体型デイサービス事業は、新たな制度であり、地域の特性を生かした事業展開が望まれます。こういったことから、皆様のご意見等も聞きながら進めてまいりたいと考えています。
- ◆ 限られた時間となりますので、ご質問等につきましては、別紙質問票にご記入いただき、ご提出いただければお答えいたします。
- ◆ ご質問の内容やその回答なども含め、随時ホームページに掲載してお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。
- ◆ 事前相談については、事前相談申請書、事業計画書、収支予算書、活動実績が分かるものを8月末までに提出していただき、申請書等の様式はホームページに掲載します。（※事前相談がないと補助金の申請ができません。）

問い合わせ先

岐阜市役所高齢福祉課高齢者サービス係
TEL 058-214-2172(直通)



ご清聴ありがとうございました。